

事業評価実施要領改訂について

平成22年4月

事業評価実施要領改訂(平成22年4月)

【事業評価の目的】

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る

【事業評価の位置付け】

政策評価法(平成14年4月1日施行)における政策評価制度の一環

全ての公共事業について各事業毎の事業評価マニュアル等に基づき事業評価を実施

(維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く)

- 新規事業採択時評価(平成10年度～)
- 再評価(平成10年度～)
- 事後評価(平成15年度～)

【評価結果の積極的な公表】

- ・平成12年度より評価結果はインターネット等で公表
- ・平成16年度より各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表
- ・平成20年3月より再評価を行う際の視点(投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)を記載し公表内容を充実

＜事業評価の新たな取り組み＞ ※赤字が今回(H22.4.1)改定事項

○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の新規事業採択時評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。【平成21年度より導入】

また、再評価については、【平成22年度より導入】

○第三者による事前審査の充実

直轄事業等の新規事業採択時評価について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。事業評価監視委員会等の資料を検証可能なものに改善する。【平成21年度より導入】

○国会審議へ資するための取り組み

直轄事業等については、1月末までを目途に新規事業採択時評価および再評価を実施し、評価結果を公表する。【平成21年度より導入】

○再評価実施時期の短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。

【平成22年度より導入】

	現 行	改 定
公共事業	＜直轄事業等、補助事業等＞ 5年未着工・10年継続・5年毎	＜直轄事業等＞ 3年未着工・5年継続・3年毎 ＜補助事業等＞ 5年未着工・5年継続・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・5年継続・3年毎

※_H21年度から導入する事項については、H21.12.24に「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」を改定し規定済み。

※ H22年度から導入する事項については、H22.4.1に「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」を改定し規定。

事業評価実施要領改訂(平成22年4月)

<事業評価の新たな取り組み(H22.4.1実施要領改定)>

○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の再評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。

※新規事業採択時評価については、平成21年度より導入済。(H21.12.24実施要領改定)

○再評価サイクルの短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。

	現 行	改 定
公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> 3年未着工・5年継続・3年毎 <補助事業等> 5年未着工・5年継続・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・5年継続・3年毎

<事業評価の流れ(公共事業(直轄事業等))>

